

# 石川県LPガス料金負担軽減支援事業 Q & A（追加分）

本Q & Aは、石川県LPガス料金負担軽減支援事業の取扱いを明確にするため、同支援事業取扱要領等の内容を補足するQ & Aです。

## 目次

料金負担軽減支援事業の参加にあたって .....	1
1. 値引きをするのは9月請求分と10月請求分とのことだが、当社の締切日は毎月20日であり、請求書を8月末の日付でお客様に送付している。この場合、8月請求分なのか9月請求分なのか。 .....	1
2. お客様の都合で2か月分をまとめて請求している。この場合、2か月分の2,300円を値引きしても構わないか。なお、基本料金は1か月分だけ頂いている。 .....	2
3. 年金生活のお客様に対しては、年金支給月である偶数月に2か月分を現金集金している。この場合、2回分の値引き額である2,300円を1回の現金集金で値引きしてよいか。 .....	2
4. 現金で集金している。ハンディーの「検針票兼請求書」のシステム改修に費用が掛かるので、これまで通りの「検針票兼請求書」で値引きしていないガス料金（税込み）を一旦集金してから、その後に値引き額1,150円に115円の消費税を加算した1,265円を消費者に返金し、その分の領収書を消費者から受け取れば、値引きしたことになるか。 .....	2
5. お客様への料金値引きのお知らせについては、請求書の備考欄への記載だけでなく、郵送する請求書に簡単なチラシのようなものを同封したい。ただし、チラシを作成する時間も人手も無いことから、何か良い方法はないか。 .....	2
6. 当社では、ハンディーの「検針票兼請求書」により、検針したその日にお客様の自宅で現金集金しているケースがほとんどである。ハンディーの機器メーカーに確認したところ、値引き額の1,150円を料金から値引くシステム改修や、「石川県の支援により今月のガス料金は、1,150円（税抜き）値引されています。」の表示もできないと言われた。料金値引き事業に参加したいが、どのように対応すればよいか。 .....	3

7. 当社では、全てのお客様に対して検針票兼請求書をポストインし、口座引き落としやクレジット払いで対応している。お客様に対しては、請求書や口座引き落としの通知文書等の書類は郵送していない。このため、検針票兼請求書をポストインした後に、郵便で改めて請求書を送付しなければならないのか。  
また、請求書を郵送する場合は、事業参加支援金（1契約50円）を、郵便料相当額まで増額することは可能か。…………… 4
  
8. (更問)  
ハンディーの改修が8月検針に間に合わない場合は、どうしたらよいか。…………… 4

## 料金負担軽減支援事業の参加にあたって

今回の料金負担軽減支援事業は、国の地方創生臨時交付金を活用した石川県補助事業であり、公金を各販売店にお支払いすることから、販売店が値引きした事実を国の会計検査院に説明できるよう証拠書類の提出が義務付けられています。証拠書類を提出できない場合は、たとえ値引きしていても助成金の交付を受けられません。このようなケースでは、販売店への救済措置は有りませんので、事業参加にあたっては、十分に内容をご理解して頂いたうえで、交付申請書をご提出ください。

なお、今回の支援事業について必要な証拠書類の確保が難しいと思い、事業への参加をあきらめる前に、一度事務センターに自社の状況をご相談頂くようお願いいたします。(※事務センターでは証拠書類に関する詳細な説明を行っています。)

### 事業参加条件

①ガス料金から、1,150円(税抜き・限度額)を値引きしている。

→値引き額/1回あたり1,150円(税抜き・限度額)×2回=2,300円

②お客様に対して、「石川県の支援により、今月のガス料金は1,150円(税抜き)値引きされています。」と明示している。

→請求書、領収書、振込依頼書、インターネット上の料金明細書等に明示している。

③証拠書類の確保と提出

値引きしたことが分かる証拠書類と消費者に値引きを明示したことが分かる証拠書類について、お客様別に保存しており、指定されたお客様(コード番号)の証拠書類を提出できる。

→事務センターが指定した顧客コード番号の「請求書、領収書、振込依頼書、インターネット上の料金明細書等(スクリーンショット)」のコピーが提出できる。

1 値引きをするのは9月請求分と10月請求分とのことだが、当社の締切日は毎月20日であり、請求書を8月末の日付でお客様に送付している。この場合、8月請求分なのか9月請求分なのか。

8月締切分はお客様にとって、9月ガス料金となるケースがほとんどです。しかし、販売店によって「検針日、締切日、請求日」がそれぞれ異なります。このため、値引対象となる「9月請求分、10月請求分」については、以下のとおりご理解下さい。

○9月請求分について

8月に検針した8月中の締切分(8月1日~8月31日までの期間分)の料金請求を、9月請求分とします。請求書の日付に関係なく、9月請求分として値引きしてください。

○10月請求分について

9月に検針した9月中の締切分(9月1日~9月30日までの期間分)の料金請求を、10月請求分とします。請求書の日付に関係なく、10月請求分として値引きしてください。

なお、10月20日以降の締切分については、実績報告書の提出期限が10月20日であることから、値引対象としないようお願いいたします。

2 お客様の都合で、2か月分をまとめて請求している。この場合、2か月分の2,300円を値引きしても構わないか。なお、基本料金は1か月分だけ頂いている。

ガス料金は、毎月の基本料金と従量料金を合算した金額であることから、基本料金を1か月分だけしか頂いていないのであれば、1回分の値引額である1,150円が値引き額となります。

3 年金生活のお客様に対しては、年金支給月である偶数月に2か月分を現金集金している。この場合、2回分の値引き額である2,300円を1回の現金集金で値引きしてよいか。

年金対応の現金集金のケースでは、2カ月に1回の集金の場合でも、領収書は1か月分のものを2枚、集金時にまとめて渡してください。2か月分をまとめて1回で値引きし、その金額の領収書をお客様に渡さないようにお願いします。(1回の値引き額の限度額は1,150円までであり、それを超過して値引くことは出来ませんので注意してください。)

4 現金で集金している。ハンディーの「検針票兼請求書」のシステム改修に費用が掛かるので、これまで通りの「検針票兼請求書」で値引きしていないガス料金(税込み)を一旦集金してから、その後に値引き額1,150円に115円の消費税を加算した1,265円を消費者に返金し、その分の領収書を消費者から受け取れば、値引きしたことになるか。

値引きしていないガス料金を一旦消費者から受領した後に、その場で値引き相当額を現金で返金する方法は、助成金交付要綱や支援事業取扱要領では想定されていません。

このため、たとえ現金集金に限った場合であっても、現金返金方式の値引き方法では、最初からガス料金を値引いてほしいという消費者の要望に対応できないので、現金返金方式での値引きは採用しないようお願いします。

5 お客様への料金値引きのお知らせについては、請求書の備考欄への記載だけでなく、郵送する請求書に簡単なチラシのようなものを同封したい。ただし、チラシを作成する時間も人手も無いことから、何か良い方法はないか。

石川県LPガス料金支援事務センターのホームページ、消費者向けチラシを掲載しているので、そのデータをダウンロードして印刷してください。なお、チラシを大量に必要としているのであれば、ホームページ作成事業者に別途注文することも可能です。その際は、石川県エルピーガス協会までご連絡下さい。

6 当社では、ハンディーの「検針票兼請求書」により、検針したその日にお客様の自宅で現金集金しているケースがほとんどである。ハンディーの機器メーカーに確認したところ、値引き額の1,150円を料金から値引くシステム改修や、「石川県の支援により今月のガス料金は、1,150円（税抜き）値引されています。」の表示もできないと言われた。料金値引き事業に参加したいが、どのように対応すればよいか。

今回の料金値引き事業では、

- ①ガス料金から1,150円（税抜き）が値引きされていること。
  - ②値引きした消費者に対して、石川県の支援による料金値引きであることが明示されていること。（消費者への明示）
  - ③値引きした全てのお客様について、その証拠書類をお客様別（顧客管理番号別）に管理・保存していること。（証拠書類の確保）
- の3項目が事業に参加するための要件です。

現場で対応する現金集金方式では、①～③の要件をクリアーするための集金方法を検討することになります。以下の方法を参考として、貴社の値引き事業における証拠書類の確保方法を検討してみてください。

- ① 先ず、集金時にハンディーが表示したデータ、例えば基本料金が1,800円であれば、そこから1,150円（税抜き）をマイナスして頂き、値引き後のガス料金全体（税込み）を算出します。
- ② 値引きしていない「検針票兼請求書」にゴム印（または手書き）で「今月のガス料金は石川県の支援で値引きします」と押印（または手書き）して消費者に渡してください。この文章を明示する意味は、
  - ・プリントアウトされた「検針票兼請求書」には値引きされていない料金
  - ・集金後に渡す領収書には、値引き後の料金の2種類の料金が消費者の手元に残るため、値引きを明示することで消費者の誤解を防止するための対応です。
- ③ 現金領収していることから領収書をお客様に渡していると思いますが、その際、領収書本体と会社用控に「石川県の支援で、（手書き欄）円値引きしてあります」というゴム印を押して（または手書きして）頂き、お客様に渡した領収書の控えを販売店で保管してください。全てのお客様の請求金額が1,150円以上なら手書き欄に1,150円と金額が入ったゴム印を作成して頂いても構いません。また、領収書の本体・控えには顧客コード番号が記載されていることが必須条件となります。
- ④ 実績報告書を提出した後に、事務センターから抽出検査により「顧客コード番号」を指定する連絡がありますので、②の値引き前のハンディーによる料金データの控えと、指定があった顧客コード番号の現金領収書の控えのコピーの両方を提出してください。
- ⑤ これまでに、現金集金していても領収書をお客様に渡していなかった場合は、今回の値引き事業に対応するために、必ず領収書を作成して①～⑤の対応をお願いします。

現金集金の場合、上記のような領収書の控えがない場合は、助成金の交付を受けられませんので、必ず必要な証拠書類（値引き額が明示された領収書控え等）を手元に残し、事務センターの抽出検査に対応できるようにして下さい。

7 当社では、全てのお客様に対して検針票兼請求書をポストインし、口座引き落としで対応している。お客様に対しては、請求書や口座引き落としの通知文書等の書類は、郵送していない。この場合、検針票兼請求書をポストインした後に、郵便で改めて請求書を送付しなければならないのか。また、請求書を郵送する場合は、事業参加支援金（1契約50円）を、郵便料相当額まで増額することは可能か。

今回の値引き事業では

- ①値引きした消費者に対して、石川県の支援による料金値引きであることが明示されていること。（消費者への明示）
  - ②値引きした全てのお客様について、その証拠書類をお客様別（顧客管理番号別）に管理・保存し、値引の証拠書類として提出できること。（証拠書類の確保）
- の2点に対応する必要があります。

ポストインする「検針票兼請求書」に、1,150円が値引きされたガス料金が表示されており、備考欄に「石川県の支援で今月のガス料金は、1,150円値引きされています。」と表示されていれば、改めて消費者に請求書を郵送する必要はありません。（次ページ参考資料）

値引した証拠書類としては、事務センターが指定した顧客コード番号について、その番号のハンディーのデータ（控え）を提出することとなります。

なお、事業参加支援金の増額については、請求書の郵送料を自費で負担している販売店があることから、公平性を確保する観点から金額の増額は困難であることをご理解ください。

8（更問）ハンディーの改修が8月検針に間に合わない場合は、どうしたらよいか。

ハンディーによる消費者への値引きの文書が表示できない、値引き金額を表示できない、といった場合は、検針票に様式第6号の「検針票添付用値引き周知文」をホッチキスで留めて頂き、消費者にポストインして告知する方法で構いません。

しかし、この方法ではどのお客様に値引きを告知したのか、お客様別の値引きした記録が手元に残りません。このため、以下の方法で証拠書類を確保してください。

### 【1か月遅れの書面ポストイン】

8月検針と同様に9月検針でもお客様宅を訪問することになります。その際に、8月検針分の値引き後のガス料金の「請求明細書」か「領収書」をポストインしてください。

ポストインする書面には、実際に値引きした金額が記入された告知文書「石川県の支援で1,150円（税抜き）が値引きされています。」との告知文書を必ず記載してください。

請求明細書であれば、先月にポストインした「検針票兼請求書」の詳しい請求明細を1か月遅れで通知することを意味しています。

領収書であれば、備考欄に「石川県の支援で1,150円（税抜き）が値引きされています。」と実際の値引き額が記載してあれば、それが消費者への値引き告知となります。

9月検針分のガス料金についても、10月検針で訪問した際に8月検針分と同様の方法で、消費者用の告知文書（請求明細書か領収書）をポストインして頂き、その控えを証拠書類として保管しておいてください。

これらの書面の控え（顧客コード番号有り）のコピーを証拠書類として、事務センターに提出してください。

# ガス使用量のお知らせ

(請求書)

検針日 23年07月20日 (0817)

[Redacted]

様

今回指針	1476.9 m <sup>3</sup>	前回請求額	13,605 円
前回指針	1473.1 m <sup>3</sup>	当月ご入金額	13,605 円
今回使用量	3.8 m <sup>3</sup>	今回ガス料金	4,384 円
前回指針日	06月29日	当月お買上額	-1,150 円
前回使用量	1.7 m <sup>3</sup>		
相メーター	0.0 m <sup>3</sup>	消費税額	323 円
<b>今回御買上額</b>		<b>3,557 円</b>	

領収金額 円

( )  
( )

上記金額を受取りました。領収印有で領収書に替えます。

<b>お買上明細</b>		担当番	[Redacted]
ガス料金(税抜.7/20分)	3.8m <sup>3</sup>	4,384 円	
◆内訳(税抜)	基本料金	( 1,800) 円	
	従量料金	( 2,584) 円	
7/20 ▲石川県LPガス支援	1.0	-1,150 円	
消費税合計		323 円	
料金単価(税抜.円/m <sup>3</sup> ) 0.0~ [Redacted] 円			
年 月分 口座振替のお知らせ			
振替日	月 日	振替金額	円

《保守点検項目》 ○:良 ×:不良 - :該当なし

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
設備場所	火気との距離	温度上昇防止	転落転倒防止	腐食防止	腐食防止	バルブ	ホース	調圧器	供給管	集合管	中間力入栓	減少漏洩警告	上流圧力警告	調整圧力異常	閉塞圧力異常
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【T2220 [Redacted]】燃料費高騰に付き石川県の補助により、8月9月LPガス料金軽減を実施します。2ヵ月で最大2300円(税別)値引をいたします。

[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

TEL [Redacted] FAX [Redacted]